

別表3

特措法に基づく県内特定一般廃棄物処理施設放射能濃度一覧表

○排水の測定結果(最終処分場、焼却施設)

R7.10.31まで測定分

別表3

特措法に基づく県内特定一般廃棄物処理施設放射能濃度一覧表

○排水の測定結果(最終処分場、焼却施設)

R7.10.31まで測定分

別表3

特措法に基づく県内特定一般廃棄物処理施設放射能濃度一覧表

○排水の測定結果(最終処分場、焼却施設)

R7.10.31まで測定分

注1:セシウム134とセシウム137を合わせた濃度限度は、「以下の式により算出された結果の3か月間の平均が1以下であること」である。

排出水中の放射性セシウム134の放射能濃度[Bq/L]

排出水中の放射性セシウム137の放射能濃度[Bq/L]
排出水における放射性セシウム137のみの濃度限度[Bq/L]

セシウム134のみの場合の排出水中の濃度限度は、60 Bq/L。セシウム137のみの場合の排出水中の濃度限度は、90 Bq/L。

注2:不検出とは、測定検出限界(下限)よりも数値が低いため測定できなかったものである。